

Title	〔商法五〇五〕通常決議の定足数を排除する定款規定が取締役解任決議には適用されないとされた事例(京都地判平成二〇年九月二四日)
Sub Title	
Author	山本, 爲三郎(Yamamoto, Tamesaburo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.6 (2010. 6) ,p.89- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100628-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 五〇五〕

通常決議の定足数を排除する定款規定が取締役解任決議には適用されないとされた事例

京都地判平成二〇年九月二四日
平成二〇(ワ)一三五一号、株主総会決議取消等請求事件
判例時報二〇二〇号一五五頁

〔判示事項〕

会社法施行前から通常決議一般につき定足数を排除する旨の定款規定が設けられていても、会社法施行後は、取締役解任決議の定足数を引き下げるにはその旨を定款に明確に記載すべきである

〔参照条文〕

会社法三〇九条・三四一条・八三一条

〔事実〕

Xは、平成一九年二月一〇日、取締役会設置会社であるY社の取締役に重任され、平成二一年の定時株主総会の

終結の時までが任期とされていた。ところが、平成二〇年四月一〇日開催の臨時株主総会（以下、「本件総会」と呼ぶ）において、Xを取締役から解任する議案が承認可決された（以下、「本件決議」と呼ぶ）。しかし、本件総会時におけるY社の発行済株式総数は一三万株であり、自己株式一七〇〇株を減じた総株主の議決権数は二二万八三〇〇であったところ、本件総会に出席した株主（委任状による出席株主を含む）の保有株式数は五万六二五六株（総株主の議決権数に占める割合は約四三・八五％）であった（二万七〇二七株を有するXは欠席。そのほか、Y社の主張によ

ると、二万六〇〇〇株を有し中立的立場を取る株式会社 A が欠席している)。そこで X は、会社法 (「判旨」) では「法」と略されている) 三〇九条一項所定の定足数に不足する瑕疵があるとして本件決議取消しの訴えを提起した。

これに対して、Y 社は、役員選任・解任決議は定款によってもその定足数を議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一未満には引き下げられない通常決議 (普通決議) であり (会三四一条)、かつ、(普通決議の要件) と題された同社定款一八条に「総会の決議は法令又は定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数を以って決する。」と規定されているから、Y 社においては取締役解任決議の定足数は議決権を行使できる株主の議決権の三分の一である、と主張した (本件決議に定足数を欠く瑕疵はないとの主張)。また、同社定款二二条が「取締役及び監査役は株主総会において選任する。取締役の選任については発行済株式総数の三分の一以上に当る株式を有する株主が出席しその議決権の過半数を以って決する。但し累積投票に依らないものとする。」と定めていることを前提に、Y 社は、会社法三四一条は取締役選任決議と取締役解任決議の議決要件を同列に規定しているから、同社の取締役解任決議の定足数は取締役選任決議の定足数と同様

に三分の一と解するのが会社法の趣旨に合致し、実際にも妥当であると主張している。

〔判旨〕

「取締役解任決議について、旧商法は定足数を総株主の議決権の過半数又は定款で定めた議決権数 (三分の一未満とすることはできない) を有する株主の出席とし、決議は出席株主の議決権の三分の二以上の多数としていた (特別決議事項 [旧商法二五七条、三四三条]) から、かかる旧商法の規定は定款一八条の法令に別段の定めがある場合に該当し、旧商法下では取締役解任決議について定款一八条が適用されることはなかった。

そして、法は取締役解任決議の可決要件として出席株主の議決権の過半数と定めて普通決議と同要件とした。しかし、定足数は議決権を行使できる株主の議決権の過半数 (定款で三分の一以上の割合を定めた場合はその割合) と規定し、法三〇九条の普通決議とは定足数の緩和の下限で異なる規定をした。また、旧商法では取締役解任決議に定款一八条が適用されなかったことからすると、改正後は、取締役解任決議の定足数を定款により法定の定足数 (過半数) から法の規定に従って引き下げる意思を有する場合に

は、その旨を定款に明確に記載すべきである。

しかし、本件全証拠による上記改正時及びそれ以後に本件定款の規定を改正したとは認められず、また、本件定款一八条に取締役解任決議につき定足数要件を過半数から緩和する旨を明記していないことからすると、本件定款一八条から取締役解任決議の定足数を過半数から引き下げるものと読み取ることができない。

そうすると、取締役解任決議について規定した法三四一条は本件定款一八条の法令に別段の定めある場合に該当するといふべきである。なお、定款二二条は、取締役選任について定足数を三分の一として決議要件を緩和しているにすぎないから本件定款一八条の「定款に別段の定めある場合」には該当せず、Y社の取締役解任決議の定足数は、法三四一条により決議権の過半数となることは明らかである。これに対し、Y社は本件定款二二条が取締役選任決議の定足数を議決権の三分の一と規定し、法が取締役選任決議と取締役解任決議の議決要件を同列に扱っている（法三四一条）ことからY社の取締役解任決議の定足数も選任決議のそれと同様に議決権の三分の一と解するべきである旨主張する。

しかし、役員を選任決議及び解任決議はそれぞれ別個の

決議であるし、……、Xは元々は平成二二年の定時株主総会の終結時までの任期を有していたのであり、本件決議は、任期前にXの取締役としての地位を終了させることを内容としており、重任が否決されることよって任期満了となる場合とは質的に異なる内容の決議であったことは明らかである。そして、会社の経営方針の継続性を確保したり、取締役が解任をおそれるあまり萎縮した姿勢で職務に当たることのないようにするため、取締役選任の際の定足数要件は法の定める要件よりは緩和する一方、その解任は法律どおりの要件とするということは十分意味のあることであり、そうした対応が合理性を有することは明らかである。こうしたことを考慮すると、法三四一条では「役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は」と明確に選任及び解任の両場合を明記しているのに対して、本件定款二二条が解任の場合にも適用されるべき旨の文言を用いていない以上、解任の場合に、本件定款二二条が適用又は類推適用されるべきものとはいえず、Y社の上記主張は理由がない。」

以上のような判断の下、本判決は、本件決議には定足数を満たしていないという決議方法における瑕疵があるとし、Y社が主張した裁量棄却につき検討した上で（定足数不足の瑕疵は重大な法令違反であり裁量棄却できないし、裁量

棄却すべき特段の事情もないとした)、本件決議を取り消した。

〔研究〕

一 会社法施行前から存在するY社定款一八条は、(普通決議の要件)との見出しを付して「総会の決議は法令又は定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数を以て決する。」と規定している。この定款規定の意義が通常決議(普通決議)における定足数を排除する点(会三〇九条一項および平成一七年改正前商法二二九条一項における定款の別段の定め)にあることに異論はなからう(なお、平成一七年改正前商法に基づき設立されたY社は会社法の規定による株式会社として存続するものとされ(会社法整備法六六条一項前段)、会社法施行前に定められた同社の定款は会社法の規定による株式会社である同社の定款とみなされる(同法同条二項))。

一方、会社法では、役員(会三二九条一項)を選任・解任する総会決議(会三二九条一項・三三九条一項)の定数については、排除することはできず、定款で議決権行使することができる株主の議決権の三分の一まで引き下げることができるだけである(会三四一条)。そこで、Y社

定款一八条の適用関係が問題とされ、Xは、会社法三四一条は同三〇九条一項の通常決議の特則であるから、取締役解任決議の定足数要件につき定款一八条が適用される余地はない、と主張し、Y社は、取締役解任決議は通常決議であるから定款一八条が適用されるが、会社法三四一条によって定足数は排除できず議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一に引き下げられることになる、と主張している。

通常決議一般につきその定足数を排除する旨を定款に定めているが、取締役解任決議あるいは取締役選任決議の定足数に関する定款の定めがない場合に、当該会社の取締役解任決議あるいは選任決議の定足数が過半数か三分の一かの解釈上の紛争を正面から取り上げた裁判例は本件以外には見当たらない。しかも、本件は会社法施行に伴って生じた事案である。また、認定された事実関係からは明白ではないが、X派とその反対派の勢力が均衡しており、さらにX派および中間派の大株主が本件総会に欠席したために、本件決議の効力が問題となるような事情が生じたようである。以上に指摘した点からは珍しい事例であるが、法の適用関係の問題を提示する興味深い裁判例である。

二 昭和二五年の商法改正によって、通常決議の成立要件として定足数が定められ（同年改正商法二二九条一項）「總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス」、同時に二五六条の二（「取締役ノ選任決議ニ付テハ總會ニ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ株式ノ数ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ発行済株式ノ総数ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ」）が追加された。取締役選任決議も通常決議であることは明白であり、定款によって定足数を引き下げる場合の下限が設けられたに過ぎないのである。したがって、通常決議一般につき定足数を排除する定款規定が設けられても、取締役選任決議の定足数は発行済株式総数の三分の一に引き下げられるだけである旨の解説が改正当初になされている（鈴木竹雄¹¹石井照久『改正株式会社法解説』（一九五〇年）一四五頁、大隅健一郎¹²大森忠夫『逐条改正会社法解説』（一九五一年）二〇八頁）。取締役選任決議の定足数を引き下げる定款規定を置かなくとも、通常決議の定足数排除の定款の定めが取締役選任決議に適用されることが当然の前提である。なお、同年改正によって商法二二七条（「取締役ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但シ任期ノ定ア

ル場合ニ於テ正当ノ事由ナクシテ其ノ任期ノ満了前ニ之ヲ解任シタルトキハ其ノ取締役ハ会社ニ対シ解任ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得」）に第二項（「前項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ」）が追加され、それまでと異なつて、取締役解任決議は特別決議（同年改正三四三条「前条第一項ノ決議ハ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ爲ス」）をもつてなすこととされた。

その後も、平成一七年改正前商法の下では、定款に通常決議一般に関する定足数排除の規定を置くだけで取締役選任決議の定足数に関する規定は置いていない場合につき、通常決議に関する定款規定によって、取締役選任決議の定足数は発行済株式総数の三分の一まで引き下げられておと解すべきである、とされていた（松田二郎¹³鈴木忠一『条解株式会社法・上』（一九五一年）二六三頁、星川長七『注釈会社法(4)』（一九六八年）二七八〜二七九頁、石井照久『会社法・上巻・第二版』（一九七二年）三〇六頁、今井潔『新版注釈会社法(6)』（一九八七年）四三頁、大隅健一郎¹⁴今井宏『会社法論・中巻(第三版)』（一九九二年）一五一頁）。

このような支配的な解釈を前提にすると、会社法施行前の Y 社定款二二条本文は注意的・確認的規定である。もつとも、このような定款規定が定められる例は多かつた。そのことが取締役選任決議における定足数は過半数か三分の一かの紛争を予防していたともいえよう。

三 会社法では、次のように整理されている。取締役の選任および解任は株主総会の決議で行う（会三二九条一項・三三九条一項）。取締役選任・解任決議は会社法三〇九条二～四項に規定されていない（なお、同条二項七号参照）。したがって、この決議は、会社法三〇九条一項の通常決議にあたることになるが、同条項の規定にかかわらず、原則として定足数は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数であるが、その三分の一以上の割合を定款で定めることができる（会三四一条。ただし、同条は累積投票によって選任された取締役の解任決議には適用されない（会三四二条六項））。

本判決は、本件取締役解任決議には定款一八条が適用されないと解している。その理由として、会社法三四一条が三〇九条一項とは定足数緩和の下限で異なる規定であることを挙げている。確かに、平成一七年改正前商法二五六条

の二と違って、会社法三四一条は決議要件をすべて規定している。しかしながら、同条は、平成一七年改正前商法二五六条の二と同様に定足数の軽減に関する特則として設けられたのであり（相澤哲・石井裕介・相澤編『立案担当者による新・会社法の解説』（二〇〇六年）九八頁）、会社法三〇九条に定められた決議類型以外の決議類型を定めるものではなからう（同年改正前と同様に解することになる〔奥島孝康『逐条解説会社法・第4巻』（二〇〇八年）三三七～三三八頁〕。反対、江頭憲治郎『株式会社法・第3版』（二〇〇九年）三七〇頁注（8）（単に、通常決議の定足数要件を排除する定款条項は取締役解任決議の定足数を株主の議決権の三分の一に引き下げる趣旨と解することはできないとされ、本判決を引用されている）。仮に本件定款二二条が定められていなかったとすると、Y 社の取締役選任決議は、本件判決の立場だと、平成一七年改正前には定足数が議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一であったのが、改正後は定足数が議決権を行使することができる株主の議決権の過半数になることになる。しかし、会社法三四一条による整理は、このような変化を意図して行われたのではないことは明らかであろう。

なお、本判決は、定款二二条については定款一八条にお

ける「定款に別段の定めある場合」には該当しないとされている。一八条における定款の別段の定めには該当しない結果、取締役選任決議には一八条が適用される。したがって、この場合における定足数は、会社法三四一条および定款一八条によって、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一とならう。定款二二条本文は注意的・確認的定めだとの解釈である。そうすると、取締役の選任と解任は同じく会社法三四一条の決議によるにもかかわらず、本判決は、取締役選任決議は通常決議、取締役解任決議は通常決議ではない決議と把握していることになる。

四 取締役解任決議を通常決議と解しない理由として、本判決は、会社法施行前は、特別決議であった取締役解任決議に定款一八条が適用されなかったことを重視しているようである。本判決は、「旧商法では取締役解任決議に定款一八条が適用されなかったことからすると、改正後は、取締役解任決議の定足数を定款により法定の定足数（過半数）から法の規定に従って引き下げる意思を有する場合には、その旨を定款に明確に記載すべきである。」と主張している。確かに、実務的には定款にその旨を明記すればその限度において紛争の予防にはならう。問題は、本判決が

いう「定款に明記すべきである」の意味が、そうした方が良いという意味を超えて、定款に定めることを要するとの意味で用いられている点にある。

本判決は、取締役解任決議を会社法三〇九条一項の通常決議とは別個の決議類型だと把握しているので、改正に伴って新たに取締役解任決議の定足数を引き下げる定款規定を置くべきだとの立場である。一方、前述のように、本判決は、取締役選任決議は通常決議だと解しているようである。同じく会社法三四一条に定められているのに両者を区別するのは、取締役解任決議の決議要件につき法改正があったからである。しかしながら、仮に、ある事項をなすには株主総会の特別決議を要することが法定されていたが、後に法改正によって当該事項をなすには総会通常決議で足るようになった場合を考えると、法改正後の当該事項の決議は、それにつき定足数を排除する定めを新たに定款に置くまでもなく、法改正前から存在する定款の通常決議一般の定足数排除規定の適用を当然に受けることになる。本判決の論理は逆転しているように思われる。

五 Y社は、会社法三四一条は取締役選任決議と取締役解任決議の議決要件を同列に規定しているから、同社の取締

役解任決議の定足数は取締役選任決議の定足数と同様に三分の一と解するのが会社法の趣旨に合致し、実際にも妥当であると主張している。これに対して、本判決は、「判旨」引用のように、取締役選任決議と取締役解任決議とでその定足数を異ならせることは合理性があるから、同じく扱うのであればそれを明記しなければならないとする。Y社の主張の可否はともかく、ここでも、本判決は、取締役選任決議と取締役解任決議とを区別することから出発している。しかし、取締役の選任と解任が内容的に異なるのは当然であり、それを指摘することに意味はない。問題は決議の法的性質である。会社法は、両決議を定足数の下限に限定を設けた決議として同列に扱っている。したがって、取締役選任決議を通常決議と解するのであれば、取締役解任決議も通常決議であることを解釈の起点にしなければならず、取締役解任決議を取締役選任決議とは異なつて扱う場合にはそれを定款に明記する、という順でなければならぬ(なお、定款二二条本文が注意的・確認的規定である以上、この規定が取締役選任決議と解任決議の定足数を異ならせる趣旨を有するとはいえない)。

六 以上の検討から、従来からの解釈を変える必要はなく、

本判決の理由づけには賛成できない。このように解することによって不当な結論が導かれるのであれば別個の考慮が必要となるが、本判決が認定した事実関係からはその必要性もわがわれない(なお、Y社の主張によると、持株比率二〇%の大株主A社は本件事案のようなお家騒動には中立的姿勢を取るために本件総会に欠席したようである。結果としてA社が欠席したから本件決議は本判決によって取り消されたことになる。仮にA社が出席していたとすると、本件決議は全会一致で可決されたようなので、たとえ同社が棄権あるいは反対したとしても本件決議は有効に成立し取り消せない。本判決の立場によると、A社を除く株主の有する議決権の過半数が本件決議に賛成しているにもかかわらず、本件決議の取消はA社が本件総会に出席したか否かで決定される。A社にとっては心外であるとはいえないか)。それ故に本判決の結論にも賛成できない。

山本 爲三郎